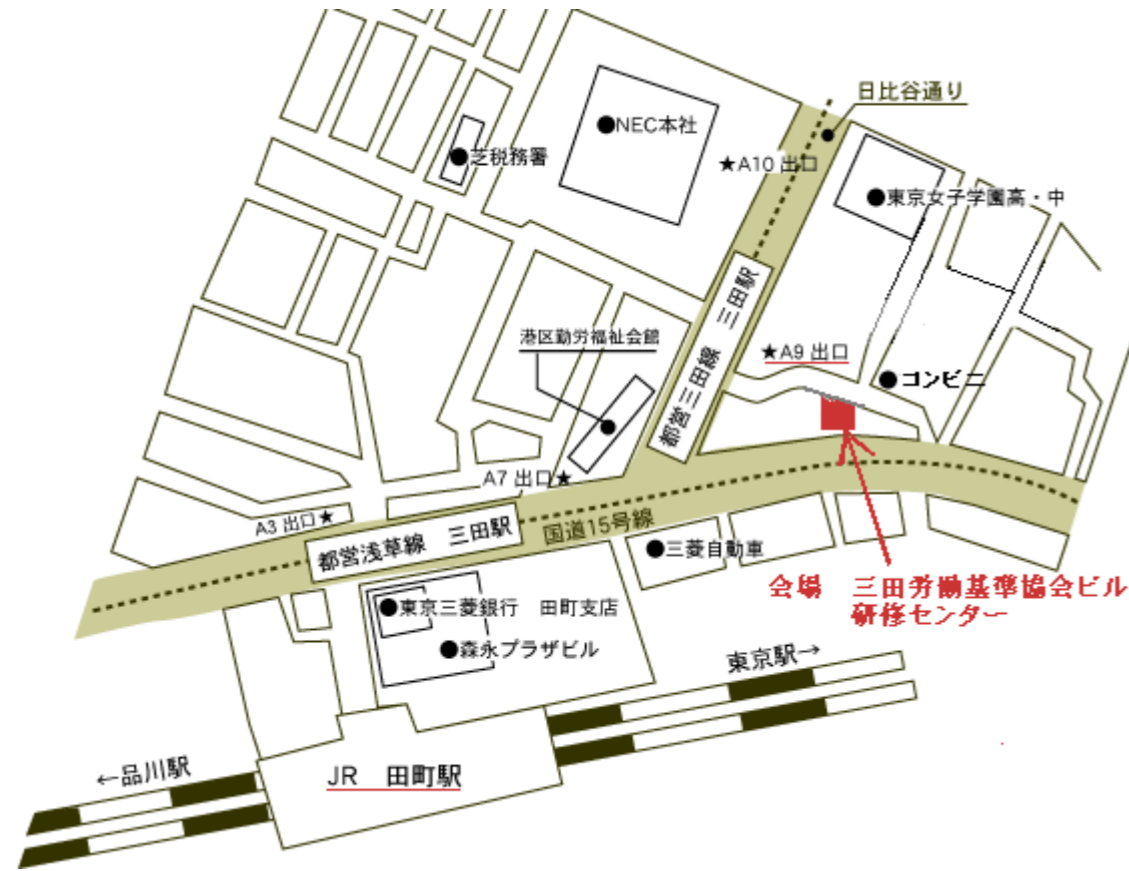


会場案内

(社) 三田労働基準協会ビル 研修センター

東京都港区芝 4-4-5



● 交通のご案内

JR 山手線 田町駅西口 (三田口) 徒歩 8 分

都営地下鉄浅草線/三田線 三田駅 A 9 出口 徒歩 3 分

安全衛生推進者養成講習会開催のお知らせ

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

労働災害の発生状況は安全管理者及び衛生管理者の選任義務のない中小規模事業場において、その発生率が高くなっています。そのため労働安全衛生法では、中小規模事業場における安全衛生管理体制を整えるために、安全衛生推進者選任義務の規定があります。

「安全衛生推進者」は、次の業種に属する常時 10 人～49 人の労働者を使用する事業場において、安全衛生推進者となることのできる資格のある人を選任しなければならないこととされています。「安全衛生推進者養成講習」は、その資格を有する人を養成するための講習会です。下記のとおり開催しますので、多くの方のご参加を期待いたします。

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全衛生法第 87 条第 1 項の規定に基づいて全国の労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントを会員として設立されている労働災害防止技術に関する専門家集団です。本講習の講師には会員であるベテランのコンサルタントがあたり質の高い講習となりますので、中小規模事業場においても、健康で災害のない明るい職場づくりに大きく役立たせることができます。

【安全衛生推進者を選任しなければならない業種】

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業および機械修理業

上記の業種以外の業種で常時使用する労働者数が 10 人～49 人の事業場では「衛生推進者」を選任しなければならないこととされていますが、安全衛生推進者となることのできる人は、衛生推進者となる資格を有することとなっています。また、法令の上で「衛生推進者」の選任が義務付けられている業種のうち、小売業、飲食店および社会福祉施設では「安全推進者」を選任して労働災害防止活動を行うよう厚生労働省から行政指導されています。これらの行政指導されている業種における「安全推進者」は、現在のところ特別な資格は要求されていませんが、その職務を遂行されるにあたって安全衛生推進者養成講習の「安全」に関する事項も重要ですから、安全衛生推進者養成講習を受講されることをお勧めいたします。

記

1.開催日時 2019年 5月21日(火)～22日(水)
2019年 6月 6日(木)～ 7日(金)

2.場 所 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル 1階
研修センター

安全衛生推進者養成講習カリキュラム
(平成 21 年厚生労働省告示第 138 号)

- 3.定員 24人
- 4.受講資格 特にありません(どなたでも受講可能です)
- 5.受講料 12,000円(消費税込)
- 6.申込方法 別紙「講習受講申込書」をFAXしてください。
FAX:03-3453-9647 TEL:03-3453-7935
 ホームページ(<http://www.jashcon.or.jp>)からもお申込みできます。
 ※ 受講料は申込後1週間以内にお振込み下さい。
 郵便振込み
 口座記号・番号 東京 00160-1-60734
 加入者名 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

 *他金融機関からの振込用口座番号
 〇一九(ゼロイチキュウ)店(019) 当座 0060734
- 7.受講取消 受講日の5日前までに受講取り消しの通知があった場合は、振込手数料を差し引き受講料を返還します。それ以後の取り消しの場合は返還しませんので、予めご了承下さい。
- 8.講習修了証 全科目受講された方(遅刻早退不可)に当日「修了証」をお渡しします。
- 9.受講票 入金確認後、原則として、開催日の1ヶ月前からお送りします。
 WEB申込の方はメールにてお送りいたします。
 なお、受講票の記載事項に不明な点や開催日の5日前になっても受講票が到着しない場合は必ずお問い合わせ下さい。
- 10.当日の持参品
 (1) 受講票
 (2) 筆記用具

< 1日目 >

時間	科目	範囲	講習時間
9:50~10:00	開講挨拶	—	10分
10:00~12:10 (途中休憩10分)	安全管理	安全衛生推進者の役割と職務 安全活動 労働災害の原因と再発防止対策	2時間
12:10~13:00	昼食休憩	—	50分
13:00~15:10 (途中休憩10分)	危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置等	危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置等	2時間
15:10~15:20	休憩		10分
15:20~16:20	安全衛生教育	安全衛生教育の方法 作業標準の作成と周知	1時間

< 2日目 >

時間	科目	範囲	講習時間
10:00~12:10 (途中休憩10分)	安全衛生関係法令	労働安全衛生法および労働者派遣法並びにこれらに基づく命令の関係条項	2時間
12:10~13:00	昼食休憩	—	50分
13:00~15:10 (途中休憩10分)	作業環境管理及び作業管理	作業環境測定 作業環境改善作業方法の改善 労働衛生保護具	2時間
15:10~15:20	休憩		10分
15:20~16:20	健康の保持増進	健康診断 労働衛生統計 労働生理 健康教育	1時間
16:20~16:30	修了証交付	—	10分